



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

税理士損害賠償／顧客情報の提供は不法行為

～弁護士法23条の2に基づく照会とプライバシー権の侵害～

弁護士会照会とは、弁護士が依頼を受けた事件について、証拠や資料を収集し、事実を調査するなど、その職務活動を円滑に行うために設けられた法律上の制度で、照会は、個々の弁護士が行うものではなく、弁護士会が行います(<http://www.nichibenren.or.jp/activity/improvement/shokai.html>)。この弁護士会照会を受けた税理士法人が、顧客情報を提供したことが、不法行為に該当するという新しい判断を大阪高裁が下しました(平成26年8月28日大阪高裁、TAINSコードZ999-0151)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事件は、税理士である被控訴人乙に確定申告書の作成や提出などを継続的に依頼していた控訴人甲が、乙に対し、乙自身が代表役員を務めているA税理士法人に対する弁護士法23条の2に基づく照会(23条照会)に応じて、同税理士法人をして、甲の承諾を得ないまま甲の確定申告書控えなどを開示したことが、プライバシー権を侵害する不法行為に当たると主張して、不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料400万円の支払を求めました。原審は、甲の請求を全部棄却したので、甲はこれを不服として控訴したという事件です。

2. 大阪高裁の判断

弁護士法23条照会の制度は、弁護士法1条に定める弁護士の使命に鑑み、当該審査の申出が適当でないか否かの認定判断を弁護士会の自律的審査にも委ねているものと解され、このような制度の趣旨に照らせば、照会を受けた団体が報告をしなかった場合についての制裁を定めた規定はないものの、法律上原則として報告する公的な義務を負うものと解するのが相当である。

23条照会は、公共的性格を有するものであるが、法文上、照会事項は「必要な事項」と規定されるのみで特段の定義や限定がなく、事案によっては、報告することが、個人のプライバシーや職業上の秘密保持義務等の保護されるべき他の権利利益を侵害するおそれのある場合も少なくないと考えられる。したがって、23条照会を受けた者は、どのような場合でも報告義務を負うと解するのは相当ではなく、正当な理由がある場合には、報告を拒絶できると解すべきである。

税理士は、税理士業務の遂行に当たって、納税義務者の資産、負債の状況、資金繰り、取引の内容等々の細部にまで立ち入ることとなり、他人に知られたくない秘密に接する機会が極めて多い。また、納税義務者としても、税理士を信頼し、そうした秘密に関わる事柄の詳細について真実を明らかにしてこそ適正な納税義務の実現が図られることになり、納税義務者の秘密に関する事項を税理士がみだりに外部に漏らすことがあるとすれば、納税義務者は安心して税理士に委嘱することができず、両者の相互の信頼関係は成り立たないことになる。

税理士法38条に基づく守秘義務違反に対しては、税理士業務の禁止、1年以内の税理士業務の停止又は戒告という一般の懲戒処分に処せられるほか、刑事罰として、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。したがって、税理士は、23条照会によって納税者のプライバシーに関する事項について報告を求められた場合、正当な理由があるときは、報告を拒絶すべきであり、それにもかかわらず照会に応じて報告をしたときは、税理士法38条の守秘義務に違反し、不法行為責任を負うものと解される。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判13頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。